

IV 産業・エネルギー対策

○ 施策の体系（令和6年10月4日現在）

産業・エネルギー対策

産業・エネルギー対策	産業・エネルギー政策の企画・調整等	大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業	
		金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業	
		C V C と連携した中小企業・スタートアップの成長促進支援事業	
		都内事業者向けH T T 実践推進ナビゲーター事業	
		H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成事業	
		運輸・物流分野における脱炭素化支援事業	
		中堅・中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業	
		バイオ燃料活用における事業化促進支援事業	
		企業のS c o p e 3 対応に向けた航空貨物輸送でのS A F 活用促進事業	
		G X 関連産業創出へ向けた早期社会実装化支援事業	
		中小企業等における排出量取引創出に向けた社会実装事業	
		カーボンクレジット取引プラットフォーム運営事業	
		吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業	
		環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化支援事業	
省エネルギーの推進		私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援	
		中小企業特別高圧電力・工業用L P ガス価格高騰緊急対策事業	
		中小規模事業所対策の推進	
		・中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業	
		・中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業	
		・ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業	
		・環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業	
		・中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業	
		・中小規模事業所向け廃熱有効利用設備導入支援事業	
		再エネ電源都外調達事業（都外P P A ）	
再生可能エネルギーの推進		都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業	
		未利用エネルギーの普及	
		・地中熱利用の普及促進	
		地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業	
		島しょ地域における再生可能エネルギーの利用拡大	
エネルギーマネジメントの推進		再エネの安定運用に向けた島しょでの検討	
		・島しょでの再エネ100%運用を目指した取組	
		スマートエネルギー都市推進事業	
		・スマートエネルギーネットワーク構築事業	
		南大沢地区における再エネ由来水素を活用したV P P モデル事業	
		再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業	
		企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業	
水素・新エネルギーの推進		蓄熱槽等を活用したエネルギー・マネジメント推進事業	
		蓄電池等の分散型エネルギー・ソースを活用したアグリゲーションビジネス支援事業	
		再生可能エネルギー由来水素利活用促進事業	
		・再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業	
		・福島県産C O 2 フリー水素の利用	
		水素を活用したスマートエネルギー・エリア形成推進事業	
		水素社会実現に向けた普及促進	
		企業・団体との連携による水素エネルギー促進事業	
		水素社会実現に向けたN E D O との連携事業	
		水素の社会実装化に向けた国際連携推進事業	
水素・新エネルギーの推進		グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業	
		グリーン水素の活用事業	
		グリーン水素の製造・利活用事業	
		中央防波堤埋立地におけるグリーン水素の製造・利活用事業	
		グリーン水素の環境価値評価・活用促進事業	
		グリーン水素取引所の立ち上げに向けた取組	
		パイプラインを含めた水素供給体制構築事業	
		都有施設へのパイプラインを含めた水素供給に係る取組	
		東京における水素実装課題解決技術開発促進事業	
		新エネルギー推進に係る技術開発支援事業	
水素・新エネルギーの推進		東京都環境科学研究所水素エネルギー調査研究	

└ Z E V の 普 及 促 進 ─

- ─ Z E V 等普及促進事業
 - ・ Z E V 普及促進事業
 - ・ 燃料電池バス導入促進事業
 - ・ E V バス・E V トラック導入促進事業
 - ・ Z E V 活用による島しょ地域防災力向上事業
 - ・ シェアリング・レンタル用車両Z E V 化促進事業
 - ・ e -モビリティ等利活用促進事業
 - ・ 燃料電池トラック実装支援事業
 - ・ 燃料電池フォークリフト実装支援事業
 - ・ Z E V ごみ収集車実装支援事業
 - ・ 空港等におけるF C モビリティ早期実装化支援事業
- ─ 充電設備普及促進事業
- ─ ビル等への充放電設備(V 2 B)導入促進事業
- ─ 水素ステーション設備等導入促進事業
- ─ 水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業
- ─ 空白地解消に向けた水素ステーション整備事業
- ─ ガソリンスタンド等における水素ステーション導入支援事業
 - ・ 中小ガソリンスタンドへの水素ステーション導入に向けた支援事業
- ─ G X 実現に向けたキャンペーンの展開

第1 産業・エネルギー政策の企画・調整等

エネルギー価格の高騰を契機としたエネルギー安定供給をめぐる情勢は、いまだ予断を許さない状況である。一方で、深刻化する気候変動への対策も引き続き喫緊の課題であり、都は、エネルギーの安全保障の確立と脱炭素化を目指し、電力を「⑩へらす、⑪つくる、⑫ためる」H T Tの取組等を実施している。

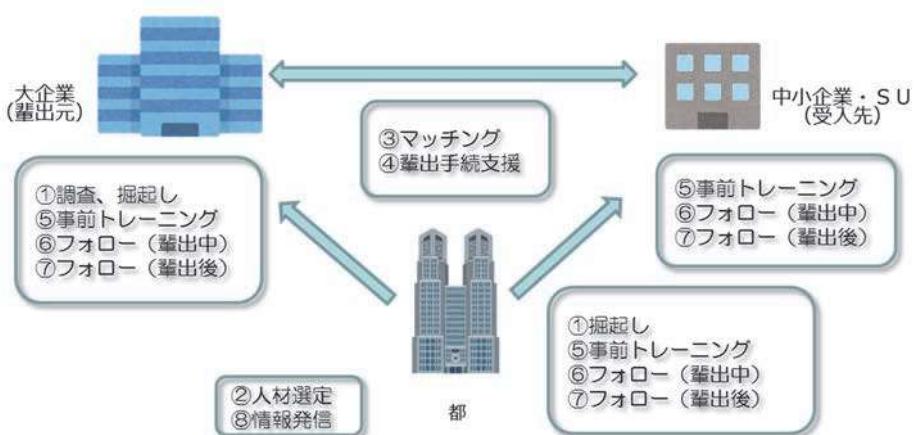
こうしたエネルギー対策の実効性を高めるためには、都内経済を支える中小事業者のGXの推進が欠かせない。そのためには、環境政策の視点に加え、脱炭素の最新動向を踏まえた企業経営への支援や革新的なイノベーションの創出・活用など、産業政策の視点を併せ持った施策を、大企業を含む多様な主体と連携しながら展開していくことが必要である。

また、大企業の知見・リソース等の活用により、企業間人材交流の促進や投資活動の活性化を図ることで、中小企業・スタートアップの成長を促し、エネルギー・GX分野のみならず、多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

1 大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業（計画課）

円滑な企業間人材交流を促進するため、人材の輩出元となる大企業と、受入先となる中小企業・スタートアップをマッチングし、人材交流に向けた総合的な支援体制を構築する。

※在籍型出向に加え、副業も支援対象とする。



2 金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業（計画課）

都内企業との取引拡大など都内産業の振興につなげるため、金融機関等と協定を締結し、海外企業誘致を促進するとともに、海外企業の都への進出費用等への補助を行う。

図表 1-1 金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業の補助内容等

区分	補助額・成功報酬額
海外企業への補助金	都内進出に係る経費の3分の2以内（最長令和8年度末までの合計額 上限1億円／社）

金融機関等への成功報酬	支援対象企業の補助対象経費の3%（1件あたり上限2千万円）
-------------	-------------------------------

3 CVCと連携した中小企業・スタートアップの成長促進支援事業（計画課）

CVC^{*}と中小企業・スタートアップ（S U）とのマッチングや投資に結びつけるための取組を支援することで、中小企業・S Uの成長を促し、都内産業を活性化していく。

(1) CVCと中小企業・スタートアップとのマッチング支援

CVCの活動促進のため、投資領域の明確化と投資分野の選定を支援する。あわせて、投資先となり得る中小・S Uの発掘、CVCへの紹介・マッチングを支援する。

(2) CVCによる中小企業・スタートアップへの投資環境整備

上記(1)で選定したCVCに対して、投資資金以外の投資活動に必要な概念実証（P o C）経費^{**}を補助し、中小・S Uへの投資に結びつけるための取組を支援する。

※CVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）

自社事業との相乗効果を得ることを主な目的に、S U等への出資や支援を行う大企業が設立する法人等

※概念実証（P o C）経費

CVCが投資判断前に仮説検証を行うため、S U等が開発したい製品やサービスについて簡易版の作成等を行うための経費

4 都内事業者向けHTT実践推進ナビゲーター事業（計画課）

脱炭素化・省エネルギー等の取組に興味のある潜在的関心層を掘り起こし、個々の事業者に適したHTTの取組を促すため、HTT実践推進ナビゲーターによる都の支援策の周知やセミナーを実施する。

(1) HTT実践推進ナビゲーター

都内事業者への電話やダイレクトメールによる周知を行うことで、脱炭素化・省エネルギー等の取組に興味のある潜在的関心層に対して、アウトリーチ型の掘り起こしを行う。あわせて、当該事業者への訪問を実施し、個々の状況に適した都の支援策の活用につなげていく。

(2) HTT実践推進セミナー

HTT実践推進ナビゲーターによる事業者へのアウトリーチ型の掘り起こしと組み合わせ、より効果的にHTTの取組を周知するため、脱炭素化やGX等をテーマとした事業者向けセミナーを実施する。

5 HTT推進に向けた普及啓発・機運醸成事業（計画課）

脱炭素社会の実現に向け、HTT推進に向けたPRや情報発信等を行うことで、事業者等への普及啓発を行う。

(1) HTT推進に向けた事業者の先進的な取組の創出・情報発信

節電・省エネ等に積極的に取り組む事業者を「HTT取組推進宣言企業」として登録し、ウェブサイト等で登録事業者の取組を発信する。あわせて、登録事業者の先進的な取組について表彰を行うことで、企業の自主的な取組を後押しし、HTTに取り組む企業の裾野を広げて

いく。

(2) 企業等と連携したH T T推進に向けた取組のP R

H T T取組推進宣言企業等と連携し、各企業の特色を活かした多くの人に訴求できるイベントやP Rキャンペーン等の実施に加え、都が主催するイベントへのブース出展等を通じて、H T T推進に向けた取組のP Rを行う。

6 運輸・物流分野における脱炭素化支援事業（計画課）

運輸・物流分野における脱炭素化の促進を図るため、荷主である中小企業者等がグリーン経営認証等を取得した運輸事業者を利用する場合の運送費を支援するとともに、運輸事業者がグリーン経営認証等を取得するために必要な経費を支援する。

図表 1-2 運輸・物流分野における脱炭素化支援事業の補助対象等

補助内容	
1 荷主に対する支援	次のいずれかの認証等を取得している貨物自動車運送事業者を利用 グリーン経営認証制度、I S O 14001の認証、東京都貨物輸送評価制度の「三つ星」評価
2 運輸事業者に対する支援	新たに次のいずれかの認証を取得する運輸事業者 グリーン経営認証制度、I S O 14001の認証
補助対象者	補助率
1 荷主である中小企業者等	1 運送にかかる経費の2分の1（上限100万円）
2 認証等を取得する運輸事業者	2 認証の審査及び認証登録経費の2分の1（上限50万円）

7 中堅・中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業（計画課）

グループで一体的に脱炭素化に取り組む中小企業に対し、削減計画の策定等のハンズオン支援やC O₂排出量の可視化システム・設備の導入等の助成支援を実施する。

図表 1-3 中堅・中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業の補助内容

補助上限額	補助率
3,000万円	2／3

8 バイオ燃料活用における事業化促進支援事業（計画課）

バイオ燃料の活用を促進するため、商用化・実装化に取り組む事業者に対し、それに係る経費を支援する。

図表 1-4 バイオ燃料活用における事業化促進支援事業の補助内容

募集分野	補助上限額	補助率
純粋バイオ燃料	8,000万円	4／5

混合バイオ燃料	6,000万円	2／3
---------	---------	-----

- 9 企業のS c o p e 3 対応に向けた航空貨物輸送でのS A F 活用促進事業(計画課)
S A F を使用した航空貨物輸送を利用する事業者に対し、S A F 使用に伴う輸送料の上乗せ分を貨物代理店を通じて支援する。

図表 1-5 企業のS c o p e 3 対応に向けた航空貨物輸送でのS A F 活用促進事業の補助内容

荷主	補助上限額	補助率
大企業	1,000万円	2／3
中小企業	300万円	10／10

- 10 G X 関連産業創出へ向けた早期社会実装化支援事業（計画課）
G X 関連産業の創出のため、新たなビジネスの構築や技術の社会実装に取り組む事業者等を支援する。

図表 1-6 G X 関連産業創出へ向けた早期社会実装化支援事業の支援内容

区分	支援期間	支援上限額
短期	最長 2 か年度	1 億円/年度
長期	最長 5 か年度	2 億円/年度

- 11 中小企業等における排出量取引創出に向けた社会実装事業（計画課）
中小企業等における脱炭素化の取組を加速させるため、G X の普及啓発や排出量取引事例を創出する実装事業等を実施する。

- 12 カーボンクレジット取引プラットフォーム運営事業（計画課）
中小企業等が国内外のカーボンクレジットを容易に売買することができる、都独自のプラットフォームを構築する。

- 13 吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業（計画課）
スタートアップと連携し、都内における吸収・除去系カーボンクレジットの創出モデルとなる事業を実施する。

- 14 環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化支援事業
(計画課)

将来のマルチエネルギーステーション化を目指す中小企業者等が経営するガソリンスタンドに対して、設備の機能向上や事業多角化に向けた取組、事業者に対して、空きスペースを活用した事業展開等を支援する。

図表 1-7 環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化支援事業の補助対象等

補助対象者	補助額	条件
1 都内でガソリンスタンドを営む中小企業者等	ガソリンスタンドの機能向上や事業多角化に関する取組に係る経費の3分の2（上限額2,000万円）	専門家派遣における助言等に基づき、設備等の導入等を行うこと
2 都内のガソリンスタンド内の空きスペース等を活用して、ビジネスを開拓する都内中小企業者等	土地使用料などガソリンスタンドに支払われる経費の2分の1（上限額75万円）※脱炭素化に役立つビジネスの場合3分の2（上限額100万円）	

15 私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援（計画課）

中小企業等の脱炭素化への取組の推進と脱炭素社会の実現に向けた機運醸成のため、脱炭素化に取り組もうとする中小企業等に対し、私募債の発行に必要な手数料の一部を補助し、私募債を活用した資金調達とPRを支援する。

16 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業（計画課）

特別高圧電力や工業用LPガスを利用する中小企業者等の負担軽減に向けた緊急対策として、支援金を支給する。

図表 1-8 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業の支援内容

特別高圧電力		(3) 工業用LPガス
(1) 直接受電	(2) テナント	
500万円 /所	10万円 /所	10万円 /所

第2 省エネルギーの推進

都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、2030年までの行動を加速・強化するため、都内温室効果ガス排出量を2030年までに50%削減(2000年比)する「カーボンハーフ」を目指している。

さらに、脱炭素化に向けた取組、とりわけ事業活動におけるエネルギーの効率的利用（省エネルギー）が喫緊の課題となっている。

都内には、約63万の中小規模事業所（燃料、熱及び電気の使用量を原油に換算して年間1,500kL未満となる事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等）があり、都における業務・産業部門の約6割のCO₂を排出している。

都は、これら中小規模事業所に対し、省エネルギー診断や省エネルギー研修会、助成事業などを実施し、中小規模事業所の省エネルギー対策を推進している。

中小規模事業所対策の推進（事業者エネルギー推進課）

(1) 中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業

都は、中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、東京における地球温暖化対策の拠点である東京都地球温暖化防止活動推進センターと連携し、個々の事業所の実態に即した無料の「省エネルギー診断」や、対策の基本から実践的な知識を学べる「省エネルギー研修会」のほか、省エネ・再エネ等に係るワンストップ相談窓口、業種別省エネルギー対策推進研修会、地球温暖化対策ビジネス事業者登録紹介制度などの各種支援策を実施している。

また、地球温暖化対策報告書（環境局所管）を提出した中小企業者が、都で指定した機器を導入した場合、法人（個人）事業税の減免を受けられる中小企業者向け省エネ促進税制（主税局所管）において、対象となる照明設備、空調設備、ボイラー設備類、再生可能エネルギー設備の各機器について、メーカー及び機器型番を指定し、ホームページにより対象機器を検索できる仕組みになっている。

(2) 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業

都内で中小規模事業所を所有又は使用する中小企業者に対し、換気の確保と、エネルギー消費量及びCO₂排出量の増加抑制を両立できるよう高効率な換気設備と空調設備の導入に対する補助を行う。申請期間は、令和3年度から令和4年度まで。

(3) ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業

2050年ゼロエミッション、2030年カーボンハーフの実現に向けて、中小企業等の更なる省エネルギー化を推進するため、省エネ設備の導入及び運用改善の実践に要する経費の一部を助成する。

図表2-1 ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業の補助対象等

補助対象設備	
1 省エネ設備の導入 高効率空調設備、全熱交換器、LED照明設備、高効率ボイラー、高効率変圧器、断熱窓、高効率コンプレッサ、高効率冷凍冷蔵設備などの省エネ設備	
2 運用改善の実践 人感センサー等の導入、照明スイッチ細分化工事などの運用改善	
補助対象者	補助率 ※上限額に応じた要件あり
1 中小企業者等 2 上記と共同で事業を実施するリース事業者又はESCO事業者	○省エネ設備の導入及び運用改善の実践に要する経費の3分の2 (上限額2,500万円ほか) ※CO ₂ 排出量の削減見込みが50%以上かつエネルギー消費量の削減見込みが50%以上の場合は助成率4分の3(上限額5,000万円)

- (4) 環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業
都民の暮らしを支えるエネルギー供給拠点であるガソリンスタンドを環境配慮型のマルチエネルギーステーションへ転換していくため、省エネエネルギー設備の導入支援を実施する。
そのため、都内の事業者に専門家を派遣し、省エネ設備等への更新提案などを実施する。あわせて、専門家派遣を受けた事業者を対象に、省エネ設備の導入に対する補助を行う。

図表 2-2 環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業の補助対象等

補助対象者	補助額	条件
○都内でガソリンスタンドを営む中小企業者等	○省エネ設備の導入に要する経費の3分の2 (上限額2,500万円)	○専門家派遣における更新提案等に基づき、省エネ設備(洗車機・空調・LED照明等)を導入すること等
○上記と共同で事業を実施するリース事業者又はESCO事業者		

- (5) 中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業
業務・産業部門における建物由来のCO₂排出量は、都内排出量全体の約4割を占めており、その削減に向けた取組が重要である。
そこで、建物の断熱性能の向上と省エネ設備の導入等を行い、ゼロエミッションビル化を図る取組の支援を実施する。

図表 2-3 中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業の補助対象等

補助対象
① ゼロエミビル化設計支援【要件】BELS認証取得 改修を行うために必要な調査、設計、計画策定等に係る経費の一部を助成
②ゼロエミビル化設備導入支援【要件】ZEB Oriented相当の省エネ性能を達成 断熱材、空調設備、再エネ設備等の導入に係る経費の一部を助成

補助対象者	補助率
1 中小企業者等	補助対象①の場合 助成対象経費の3分の2（上限1,000万円）
2 上記と共同で事業を実施するリース事業者又はESCO事業者	補助対象②の場合 助成対象経費の3分の2（上限1億5,000万円）

(6) 中小規模事業所向け廃熱有効利用設備導入支援事業

事業所や工場等から発生する廃熱等を有効利用する設備の導入に要する費用の一部を助成する。

図表 2-4 中小規模事業所向け廃熱有効利用設備導入支援事業の補助対象等

補助対象設備	
1 事業所等から発生する廃熱を抽出するために必要な設備の導入 熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等	
2 廃熱がない又は利用困難な場合、大気熱を抽出するために必要な設備の導入 空気熱源ヒートポンプ、循環加温式ヒートポンプ等	
補助対象者	補助率
1 中小企業者等	助成対象経費の3分の2 (上限額1,000万円)
2 上記と共同で事業を実施するリース事業者又はESCO事業者	

第3 再生可能エネルギーの推進

都は、エネルギーの大消費地としての責務を踏まえ、一層の省エネ・節電とともに、化石燃料から再生可能エネルギーを基幹エネルギーとした脱炭素エネルギーへの転換を推進していくことが必須である。

このため、令和12（2030）年に再生可能エネルギーによる電力の利用割合を50%程度まで高めることを目標に掲げ、事業者等の再生可能エネルギーの設備導入と利用の両面での取組を積み重ねながら、令和32（2050）年の「使用エネルギーの100%脱炭素化」を目指していく。

1 再エネ電源都外調達事業（都外PPA）（事業者エネルギー推進課）

都外に再生可能エネルギー発電設備を設置し、その再エネ電気又は環境価値の利活用に取組む都内需要家に対し、当該設備の導入に必要な経費の一部を補助する。都外からの再エネ電気又は環境価値の利活用を促進し、都内需要家の再エネ比率向上の手法を確立することで、都内の再生可能エネルギー電力利用割合を拡大していく。

図表3-1 再エネ電源都外調達事業（都外PPA）の補助対象等

種別	都内施設に供給する種類ごとの助成率		助成上限額
	再エネ電気	環境価値	
同時設置*	再エネ発電設備	3分の2以内	3億円
	蓄電池	3分の2以内	
単独設置	再エネ発電設備	2分の1以内	2億円
	蓄電池	3分の2以内	

*蓄電池容量が再エネ発電容量×1時間以上かつ5時間以下の場合に限る。なお、蓄電池容量が再エネ発電容量×1時間未満の場合は単独設置の助成率等を適用する。

2 都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業（事業者エネルギー推進課）

（個人、区市町村向け補助は環境局で所管。事業者向け補助は環境局へ執行委任）

都有施設の再エネ電力100%化に向け、島しょ地域の事業所等に対して、都への環境価値の帰属を条件に、太陽光発電設備・蓄電池の導入に係る経費の一部を補助する。

図表3-2 都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
島しょ地域の事業所等に設置する太陽光発電設備・蓄電池	設備設置に係る設計費、機器費、工事費の4分の3以内（上限額1億円）	・系統負荷軽減に資すること ・発電により得られる環境価値を都に帰属すること ・島しょ地域の自然条件を踏
※蓄電池の補助上限容量		

を撤廃		まえ、設置する場所における風況、塩害等への対策を考慮して設置すること 等
-----	--	--------------------------------------

3 地中熱利用の普及促進（事業者エネルギー推進課）

地中熱は、地中の温度と外気との温度差を空調などの熱源として利用する再生可能エネルギーの一つであり、電力消費量の削減に寄与するとともに、再生可能エネルギーの利用拡大という面からも、導入の意義は大きい。

都内においては、有明アリーナをはじめとする都有施設やオフィスビル等に導入されているが、地中熱交換器設置に係るボーリング工事等の導入費用の負担が大きいこと、事業者等の認知度が低いこと等の理由から、十分に普及が進んでいない。

このため、都は、東京地中熱ポテンシャルマップを作製するなど、地中熱の利用について、普及啓発事業を行ってきた。引き続き普及啓発ツールを活用し、事業者等の認知度向上を図っていく。

4 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業（事業者エネルギー推進課）

エネルギー価格上昇の長期化が懸念される中、系統負荷の軽減や地域防災力の向上などにも資する地産地消型の再生可能エネルギー設備の設置を促進することはますます重要になっている。

そこで、都内に地産地消型再生可能エネルギー発電等設備・熱利用設備若しくは蓄電池を設置、または、都内に環境価値を還元することを条件に、都外（東京電力管内）に地産地消型再生可能エネルギー発電等設備を設置する事業者に対して、当該設備の導入に必要な経費の一部を補助する。

図表 3-3 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業の補助対象等

助成 対象者	助成率（助成上限額）	
	再エネ発電設備 再エネ熱利用設備	蓄電池
中小企業等 ^{※1}	3分の2以内 (上限2億円 ^{※2})	4分の3以内 (再エネ発電設備同時設置：上限2億円 ^{※2※3}) (蓄電池単独設置：上限900万円)
その他	2分の1以内 (上限2億円 ^{※2})	3分の2以内 (再エネ発電設備同時設置：上限2億円 ^{※2※3}) (蓄電池単独設置：上限800万円)

※1 中小企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等

※2 都外設置の場合、再エネ発電容量×1時間以上かつ5時間以下の蓄電池同時設置で上限2億円、それ以外の場合は上限1億円

※3 同時設置の再エネ発電設備と合わせて

5 島しょ地域における再生可能エネルギーの利用拡大（事業者エネルギー推進課）

島しょ地域は豊かな自然環境を有し、再生可能エネルギーのポテンシャルが大きい地域である一方、電力の多くを重油を燃料とする内燃力（ディーゼル）発電で賄っている。

各島の特性を生かした再生可能エネルギーを活用することにより、内燃力による発電を低減することが可能となることから、割高な化石燃料の使用が抑えられ、気候変動対策にも貢献できる。また、島のエネルギー自給率が高まることで、防災力の向上にもつながる。

具体的な取組として、平成 25 年 1 月から都は八丈町とともに、八丈島の地熱発電所において、検討委員会を設置し、地熱利用の継続拡大について検討してきた。平成 28 年度には、町が地熱発電事業者を公募選定し、協定書を締結した。平成 29 年度から選定事業者による事業化に向けた本格的な取組を行っている。

令和 6 年度からは、大島、父島にて先駆的な再エネ機器を小規模で実装する再エネパイラット事業を開始するとともに、大島町における浮体式洋上風力発電の設置に向けた支援を実施する。

6 島しょでの再エネ 100%運用を目指した取組（事業者エネルギー推進課）

ゼロエミッショニアイランドの実現に向けた取組の一環として、平成 30 年度から小笠原母島において太陽光発電と蓄電池を組み合わせて 1 年のうち半年程度の電力供給を行う実証事業に向けた調査を実施している。令和 6 年度からは設備の設置工事を行っている。実証後は、太陽光発電による電力供給を継続するとともに、更なる再生可能エネルギーの拡大を目指していく。

第4 エネルギーマネジメントの推進

都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う出力変動の増大に備え、エネルギー需給バランスの最適化を目指すエネルギー・マネジメントの取組を推進していく必要がある。

このため、大規模な調整力として電力の安定供給に貢献する系統用大規模蓄電池の導入や、再エネや蓄電池等の分散型電源を束ねて需給をマネジメントするアグリゲーションビジネス、小売電気事業者等が行う節電マネジメント（デマンドレスポンス）の取組のほか、事業者が主体的にエネルギー・マネジメントを行うためのシステム導入等を支援する。

また、コージェネレーションシステムや熱電融通インフラの導入を支援することにより、スマートエネルギー・ネットワークの構築を推進する。

1 スマートエネルギー・ネットワーク構築事業（事業者エネルギー推進課）

ゼロエミッション東京の実現に向け、再生可能エネルギーの大量導入を支えるため、再生可能エネルギーの出力変動を補完するコージェネレーションシステム（CGS）等の調整電源の導入及びエネルギー・マネジメントを推進することで、地域の低炭素・快適性・防災力を同時に実現するスマートエネルギー・ネットワークの構築を推し進めることは重要である。そのため、コージェネレーションシステム及び熱電融通インフラ（送電線、熱導管等）の導入経費の一部を補助する。

令和6年度からは、脱炭素化のさらなる推進や利便性向上のため、新たに水素燃料（混焼）によるコージェネレーションシステムを助成対象に加えるとともに、インフラ導入を伴わない単独設置の場合も対象化するなどの拡充を行う。

図表4-1 スマートエネルギー・ネットワーク構築事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
① 热電融通インフラ (送電線、热導管等) ② CGS	○再エネ開発を行う場合 ① 热電融通インフラ 2分の1(上限1億円) ② CGS(①と同時設置) 2分の1(上限4億円) ③ CGS(単独設置) 3分の1(上限2億円) ○再エネ開発を行わない場合 ① 热電融通インフラ 3分の1(上限0.8億円) ② CGS(①と同時設置) 3分の1(上限3億円)	○CGSを設置する建築物及び供給対象建築物においてエネルギー・マネジメントを実施し、デマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築すること ○CGSを設置する建築物又は供給対象建築物に公衆無線LANアクセスサービスの利用が可能な一時滞在施設を確保すること
		等

	③ C G S (単独設置) 4 分の 1 (上限 1 億円)	
--	------------------------------------	--

2 南大沢地区における再エネ由来水素を活用したV P P モデル事業

(事業者エネルギー推進課)

再生可能エネルギーやEVの大量導入時を見据え、将来的な地域RE100の実現にも資する需給調整モデル事業として、南大沢地区において、太陽光発電、蓄電池、再エネ由来水素設備、EV等を活用して電力の最適な需給調整を行い、再エネ電力を無駄なく地域で利用する再エネシェアリング推進事業を令和3年度から実施している（事業期間は令和6年度まで）。地域における再エネ利活用の拠点・先行事例の確立及び災害時のレジリエンスを向上するとともに、CO₂フリー水素による電力・熱の最適な運用方法の確立につなげていく。

3 再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業

(事業者エネルギー推進課)

令和4年度より、電力の需給バランス調整を行う事業者に対して、東京電力管内の電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入に必要な経費の一部を補助する事業を実施している。変動型の再エネ導入を進めるための大規模な調整力を確保し電力の安定供給に貢献するとともに、電力市場を通じて調整力を供出することで、需要最適化の取組を後押しする。

図表 4-2 再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業の補助内容等

助成率	助成上限額
助成対象経費の3分の2以内※ (国等の助成金と併給する場合でも、合計3分の2以内)	20億円

※ EVバッテリーをリユースする場合は4分の3以内

4 企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業

(事業者エネルギー推進課)

電気利用の効率化とその定着を図るため、事業所全体の節電をマネジメントできる仕組みの導入支援を目的とし、電力需給ひっ迫時等において、高圧又は特別高圧を受電している都内の事業所が小売電気事業者等からの節電要請に基づき一定程度の節電を実施した場合に、小売電気事業者等を通じてインセンティブを付与する取組及びそのシステム構築等に対する経費について補助を実施する。

また、より効果的な節電を実施するため、小売電気事業者等が、高圧又は特別高圧を受電している都内の事業所に対してエネルギー・マネジメントシステムを導入する場合に必要な経費に対して補助を実施する。

図表 4-3 企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業の補助対象等

区分	補助対象経費・補助額	条件
行動変容に資する デマンドレスポンス（D R）	<ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ付与 10 分の 10 (上限年間 20 万円) ・D R 用システム構築等経費 10 分の 10 (上限 2,500 万円) ・D R 用システム保守等経費 2 分の 1 (上限 3,600 万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○節電要請を行い事業所の電力使用量を一定割合削減すること ○都が提供するH T Tの取組や補助金に関する情報などを指定回数提供すること等
エネルギー マネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー マネジメントシステム導入に要する経費 5 分の 4 (上限 80 万円／事業所) 	

5 蓄熱槽等を活用したエネルギー マネジメント推進事業

（事業者エネルギー 推進課）

再生可能エネルギーの導入拡大に伴う出力変動に備え、エネルギー需給バランスを最適化する取組は重要である。

そこで、都内事業所を対象に、蓄熱槽等の改修や I C T を活用したエネルギー使用量の見える化、設備の最適化（遠隔制御・自動操縦等）などの高度なエネルギー マネジメントに必要なエネルギー マネジメントシステムの導入等に対する補助を行う。

図表 4-4 蓄熱槽等を活用したエネルギー マネジメント推進事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
① ソフトウェア・ ハードウェア	3 分の 2 (大規模事業所※の場合は 2 分の 1) <ul style="list-style-type: none"> ・見える化のみの場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所において実施する D R のエネルギー マネジメント計画を策定し、取り組むこと
② 蓄電池・蓄熱槽 (改修費のみ)	上限額 1,000 万円 <ul style="list-style-type: none"> ・見える化+最適化の場合 上限額 5,000 万円	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の利用者などに D R に関する普及啓発を行うこと等

※前年度の原油換算エネルギー 使用量 1500kL 以上の事業所

6 蓄電池等の分散型エネルギー リソースを活用したアグリゲーションビジネス支援事業（事業者エネルギー 推進課）

電力の需給状況に応じたエネルギー マネジメントの推進に寄与する、バーチャルパワープラント（V P P）※の取組を一層普及させるため、V P P 構築等を行うエネルギー ・リソース・

アグリゲーション・ビジネス（E R A B）を東京電力管内で行う事業者を対象に、再エネ発電設備や蓄電池等の分散型エネルギーソースの導入に対する補助を行う。

※V P P 分散型エネルギーソースを束ね、あたかも1つの発電所のように制御すること

図表 4-5 蓄電池等の分散型エネルギーソースを活用したアグリゲーションビジネス支援事業の
補助条件等

補助対象機器	補助率	補助上限額	条件
① システム基盤	2分の1	1,250万円	○東京電力管内でV P Pを構築すること
② 再エネ発電設備		7,500万円(※1)	○本事業により設備を導入する需要家は東京都事業者用登録アグリゲーター(※3)とE R A B契約を締結すること
③ 蓄電池		1億5,000万円(※2)	
④ 通信機器		50万円	

※1 太陽光発電設備については発電出力に15万円/kWを乗じた額のいずれか低い方

※2 蓄電池定格容量に10万円/kWhを乗じた額のいずれか低い方

※3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15の4号に規定する特定卸供給事業者及び、特定卸供給事業者と契約を締結して、需要家に対してE R A Bを提供する事業者で、別に定める登録を受けた者

第5 水素・新エネルギーの推進

水素は、利用の段階でCO₂を排出しないなど多くの優れた特徴を有しているほか、大規模・長期間のエネルギー貯蔵が可能であり、再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力として有望である。また、昨今の国際情勢や自然災害などによりエネルギーの安定供給が危ぶまれる中、水素は、多様な資源からの製造が可能なことから、調達先を多様化することができ、エネルギーの安全保障やレジリエンスの向上にも寄与する。

水素は産業のすそ野が広く、運輸・発電・熱利用等幅広い分野での活用が期待されることから、水素エネルギー技術の一層の社会実装化を進め、更なる需要拡大を目指す必要がある。

しかし、社会実装化に当たっては、インフラ整備などのコスト面、法規制などの制度面、サプライチェーンの構築、都民の理解促進など様々な課題がある。

都は、東京都環境基本計画で、令和12（2030）年までの水素エネルギーの普及拡大に関する政策目標を設定している。

政策目標

水素ステーションの整備※	
目標	2030年：150か所
燃料電池自動車・バスの普及※	
目標	【燃料電池自動車】 2030年：都内で新車販売される乗用車100%非ガソリン化 【燃料電池バス】 2030年：ゼロエミッションバスの導入300台以上
業務・産業用燃料電池の普及	
目標	【業務・産業用燃料電池】 2030年：3万kW

※水素ステーションの整備及び燃料電池自動車・バスの普及については、第6 ZEVの普及促進に掲載

「ゼロエミッション東京戦略（令和元年12月）」等では、再生可能エネルギーの大量導入を支える再エネ由来のCO₂フリー水素（グリーン水素）の本格活用を脱炭素社会実現の柱と位置付けている。

国に対しては、大規模水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組及び技術開発支援、水素ステーションの整備促進に向けた更なる規制緩和及びグリーン水素の環境価値評価の確立のほか、民間事業者が長期的視点を持って事業展開ができるよう複数年にまたがる長期的かつ柔軟な財政支援等を強く要望している。

令和4（2022）年3月には「東京水素ビジョン」を策定し、2050年の目指す姿（ビジョン）とマイルストーンとなる2030年に向けた水素施策展開について、取組の方向性を紹介した。

令和4（2022）年8月から6回にわたり、国際的な水素サプライチェーン構築やグリーン水素等の普及について先進的な取組を行う企業や自治体と意見交換等を実施する「東京グリーン水素ラウンドテーブル」を開催し、企業との連携を強化して、水素の更なる社会実装やサプライチェーン

構築に向けて取り組んでいる。

図表5-1 色で表現される水素

グリーン水素（再エネ由来水素）	再エネ由来の電力を利用して水を電気分解して生成される水素
ブルー水素	化石燃料を原料とするが、製造過程で発生するCO ₂ を回収・貯留することで大気中にCO ₂ を放出しない水素
グレー水素	天然ガスや石油などの化石燃料を原料として製造される水素

加えて、脱炭素社会に向け、水素を含む新エネルギーの開発・利活用に係る取組の支援を強力に進める必要から、新エネルギー等の開発・普及を早期に促進するための支援も行っている。

さらに、令和6年5月に「水素社会推進法」が成立したことを踏まえ、水素の需要の創出や供給体制の構築のほか、グリーン水素の普及等について、支援の充実を図ることを国に対して要望している。

1 再生可能エネルギー由来水素利活用促進事業（新エネルギー推進課）

(1) 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業

（区市町村向け補助は環境局で所管）

脱炭素社会実現の柱となる再生可能エネルギー由来水素の活用を促進するため、事業者による設備の導入を促進する。

図表5-2 再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業の補助対象等

補助対象設備	補助率	補助上限額
再生可能エネルギー由来水素活用設備		
都内	対象経費の 1/2 ^{※1}	3億7,000万円（5Nm ³ /h超 ^{※2} ） 1億円（5Nm ³ /h以下 ^{※2} ）
		3億7,000万円（10Nm ³ /h以上 ^{※2} ） ・東京電力管内に限る。 ・都内に製造量の1/2以上を供給
水素利用設備		
純水素型燃料電池	対象経費の 2/3 ^{※1}	8,700万円/台（3.5kW超 ^{※3} ） 1,600万円/台（3.5kW以下 ^{※3} ）
		6,300万円/台（1,000kg/h超 ^{※4} ） 5,100万円/台（1,000kg/h以下 ^{※4} ）
水素燃料ボイラー		4,300万円/台
温水発生機		5,600万円/台
水素バーナー		
水素運搬設備		
水素カーボル	対象経費の 2/3 ^{※1}	300万円/台（1Nm ³ 当たり1万円）
		3,000万円/台（1Nm ³ 当たり1万円）
		6,400万円（1Nm ³ 当たり14万円）
水素トレーラー		
水素吸蔵合金		

水素圧縮装置等の供給のための設備		6,300 万円
------------------	--	----------

(※1)国補助併給時には、国補助額を控除、(※2)製造能力、(※3)定格発電出力、(※4)相当蒸発量

(2) 福島県産CO₂フリー水素の利用

東京都、福島県、国立研究開発法人産業技術総合研究所及び公益財団法人東京都環境公社の四者で締結した協定（平成28年5月）に基づき、CO₂フリー水素の活用等に関する専門的知見の共有等に取り組んでいる。

また、環境イベントなどにおいて、福島県の水素・再生可能エネルギー施策や技術開発、東京都の水素エネルギーの普及拡大に向けた取組等を相互に紹介するなど、連携を図っている。

2 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（新エネルギー推進課）

（区市町村向け補助は環境局で所管）

事業所等における低炭素化とレジリエンス機能向上を図るため、業務・産業用燃料電池を導入する事業者に対して、設置に対する補助を行う。

図表5-3 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業の補助対象等

補助対象	補助率・補助上限額	条件
業務・産業用 燃料電池	3分の2 * 定格発電出力 (5kW超* 上限額3億3,300万円 1.5kW超～5kW以下* 上限額1,300万円)	設置した設備を活用し、水素エネルギーに関する普及啓発を実施すること 等

* 国補助併給時には、国補助を控除

3 水素社会実現に向けた普及促進（新エネルギー推進課）

水素エネルギーの普及に当たっては、利用する意義や安全性などに関する都民・事業者の理解を深めることが重要であることから、イベント等への出展及び水素エネルギー特集ホームページの運営を通じて、都民等に対して幅広く水素の情報発信を行うことにより認知度を高めていく。

4 企業・団体との連携による水素エネルギー促進事業（新エネルギー推進課）

平成29年度に水素エネルギーの普及に向け、官民一体によるムーブメントを醸成すべく、民間企業や都内自治体等の100以上の団体と共に「Tokyoスイソ推進チーム」を組織した。

都と「Tokyoスイソ推進チーム」参加団体とが連携して空港臨海エリアでのイベントや水素関連展示会等への出展を実施し、企業・団体等の取組状況をPRすることで普及促進に向けたムーブメントを醸成する。

5 水素社会実現に向けたNEDOとの連携事業（新エネルギー推進課）

令和2年1月、東京都と国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）との間で締結した水素エネルギーの普及促進に関する包括的な協定に基づき、都施策に対する技術的知見の提供や、高校生向け環境学習講座の共同開催等のより効果的な情報発信・普及啓発などで連携を図っている。また、令和6年5月からは、NEDOの実証施設である「福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）」で製造したグリーン水素について都内での利用拡大を進めている。さらに、都営バスが保有する燃料電池バスの一部で福島県浪江町の子ども達がデザインしたラッピングバスを運行し、取組のPRを行っている。

6 水素の社会実装化に向けた国際連携推進事業（新エネルギー推進課）

国際的な水素サプライチェーンの構築や技術開発を一層進めるためには、海外都市との連携が重要であり、国際会議の開催や合意書等の締結による連携強化を行っている。

令和4年10月には、水素エネルギーの普及に先進的に取り組む国や州、企業等の代表が参加する「TIME TO ACT：水素フォーラム2022」を環境局と連携して開催し、世界におけるグリーン水素の普及を目指して知見を共有するとともに、具体的な気候危機行動を呼びかけた。令和5年度からは、グリーン水素や国際サプライチェーンの構築等について先進的な取組を行う都市・企業等との連携を強化し、海外の事例や動向を踏まえた都施策の立案や情報発信を実施する等、東京における水素の社会実装化の取組を加速するため、水素エネルギーをテーマとした新たな国際会議「HENCA Tokyo」（水素エネルギー行動会議）を開催している。また、令和6年2月には、豪ニューサウス・ウェールズ州と水素エネルギーの社会実装化に関する合意書を締結した。

7 グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業（新エネルギー推進課）

都内設置に適した形でグリーン水素の製造から利用まで設備をパッケージ化したモデルプランを水素製造設備メーカー等から公募し、当該モデルプランを導入する事業者に対し支援を実施する。

図表5-4 グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業の補助対象等

補助対象	補助率	補助上限額	備考
ワンパッケージ	10分の10	2億5,300万円	水素の製造から利用までがパッケージ化されたもの
ワンパッケージ以外		1億7,700万円	
再エネ電力設備		5,400万円	水素の製造能力に応じた規模に対し補助

※ 国補助併給時には、国補助を控除

8 グリーン水素の活用事業（新エネルギー推進課）

グリーン水素の活用促進等に関し連携することを目的として、令和4年10月に「グリーン水素の活用促進に関する基本合意書」を山梨県と締結した。これを踏まえ、東京国際展示場に純水素型燃料電池を設置し、令和5年5月より山梨県産グリーン水素を供給、当該施設の電力の一部に活用するとともに、施設来場者等へのグリーン水素活用のPRを実施している。今後、燃料電

池を設置する都有施設の拡大等を進める。

9 グリーン水素の製造・利活用事業（新エネルギー推進課）

都がグリーン水素製造・利活用のモデルを示しグリーン水素の普及拡大を推進するため、都有地におけるグリーン水素製造設備の設置に向けた施設整備等を実施する。

10 中央防波堤埋立地におけるグリーン水素の製造・利活用事業（新エネルギー推進課）

中央防波堤に太陽光発電設備及び水素製造設備等を整備し、太陽光発電による電力を活用してグリーン水素を製造する。

11 グリーン水素の環境価値評価・活用促進事業（新エネルギー推進課）

東京都内でグリーン水素を率先して製造・利用する事業者を前年度の利用実績に応じて認証し、取組を広く周知するとともに、利用量に対する奨励金を支給することで、都内におけるグリーン水素の活用等を促進していく。

12 グリーン水素取引所の立ち上げに向けた取組（新エネルギー推進課）

グリーン水素取引所の立ち上げに向けた取組として、制度設計及び水素需給等に係る調査検討を行う。併せて、国産グリーン水素を用いたトライアル取引を実施し、得られた知見を制度設計に活用する。

13 パイプラインを含めた水素供給体制構築事業（新エネルギー推進課）

将来的な海外からの水素受入を想定した空港臨海エリアへの水素供給体制構築に向け、関係者間での合意形成を目指し、官民の協議会を設置・事務局運営を実施するとともに、川崎臨海部から空港臨海エリアに対するパイプライン等の検討を主導的に進めていくため、事業性に関するフィージビリティスタディ等を民間企業と共同で実施する。

14 都有施設へのパイプラインを含めた水素供給に係る取組（新エネルギー推進課）

都有施設において率先した水素利活用を広げていくため、川崎臨海部及び周辺の水素供給拠点から臨海部の都有施設へのパイプラインを含めた水素供給体制構築の可能性を検討する。

15 東京における水素実装課題解決技術開発促進事業（新エネルギー推進課）

東京における水素の運搬方法等、水素の利活用に係る課題について、優れた技術を有する都内中小企業等と都が協定を締結の上、その解決に向け共同で取り組むことにより、水素の更なる普及拡大を目指す。

16 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業（新エネルギー推進課）

2030 年のカーボンハーフや 2050 年のゼロエミッション東京の実現に寄与することを目的に、東京の脱炭素化に資する新エネルギーの利活用・普及に向けた製品・サービスの調査研究、技術

開発、実証、実装化等にかかる取組に対して、必要な経費を支援する。

図表 5-5 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業の補助内容等

補助対象	補助額等	条件
新エネルギー推進に係る技術開発や実証等に必要な経費	補助限度額 30億円 ※申請時点で10億円を下回る事業は対象外 補助率 3分の2以内	○都内に本店又は支店を置く大企業を中心とする2者以上のグループが実施すること（事業期間中に都内中小企業1者以上を含む。） ○東京の脱炭素化に資する、新エネルギーの利活用・普及に向けた取組であること 等

17 東京都環境科学研究所水素エネルギー調査研究（新エネルギー推進課）

温室効果ガスの排出が少ない水素の水準や水素製造装置等の技術開発動向把握など、水素エネルギーを都内に着実に実装化していくために必要な調査・研究を実施する。

第6 ZEVの普及促進

ゼロエミッション東京の実現に向け、自動車についても、走行時にCO₂を排出しないゼロエミッションビークル（以下「ZEV」という。）の普及が重要である。平成30年5月に開催した国際会議「きれいな空と都市 東京フォーラム」において知事は、令和12（2030）年の都内の乗用車新車販売に占めるZEVの割合を50%まで高めるとの目標を掲げた。

さらに都は、令和元年12月の「ゼロエミッション東京戦略」及びその個別プログラムである「ZEV普及プログラム」において、上記の目標に加えて、令和12（2030）年までに小型路線バスの新車販売原則ZEV化、ゼロエミッションバスの導入300台以上、公用急速充電器1,000口、水素ステーションの整備150か所とする目標を掲げ、続いて令和3年3月の「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」においては、都内で新車販売される乗用車を令和12（2030）年までに、二輪車を令和17（2035）年までに100%非ガソリン化する目標を掲げた。

これらの目標の達成に向け、ZEVの普及を加速させるため、事業者の取組を支援する施策等を進めていく。

1 ZEV等普及促進事業（事業者エネルギー推進課・新エネルギー推進課）

（1）ZEV普及促進事業

（個人、区市町村向け補助は環境局で所管）

ア 電気自動車・電動バイク等の普及促進

都内に事業所等を有する事業者に対して、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、外部給電器及び電動バイクの購入補助を行う。

令和6年度から、事業者向けの補助額を引き上げるとともに、災害時等に非常用電源として活用できる充放電設備（V2B）や公用充電設備を設置した場合の上乗せ補助を開始した。

図表6-1 電気自動車・電動バイク等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	①基本補助額 給電機能 有 45万円 給電機能 無 35万円 ②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大10万円 ③再エネ電力導入による上乗せ補助額 再エネ100%電力メニューの契約時 15万円 又は 太陽光発電システム設置時	補助対象自動車の使用の本拠が都内にあること等

	電気自動車 30 万円、 プラグインハイブリッド自動車 15 万円 ④充放電設備（V2B）又は公共用充電設備導入による上乗せ補助額 一口につき最大 10 万円 ⑤高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～④の合計額に 0.8 を乗じた額	
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用外部給電器	購入額の 2 分の 1 （上限額 40 万円）	
電動バイク	ガソリン車両との価格差から国の補助金を除いた額（上限額 48 万円）	

イ 燃料電池自動車等の普及促進

都内に事業所等を有する事業者に対して、燃料電池自動車（FCV）及び外部給電器の購入補助を行う。

図表 6-2 燃料電池自動車等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池自動車	①基本補助額 給電機能 有 110 万円 給電機能 無 100 万円 ②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 10 万円 ③充放電設備（V2B）導入による上乗せ補助額 最大 10 万円 ④再エネ電力導入による上乗せ補助額 25 万円 ⑤高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～④の合計額に 0.8 を乗じた額	補助対象自動車の使用の本拠が都内にあること等
燃料電池自動車用外部給電器	購入額の 2 分の 1 （上限額 40 万円）	燃料電池自動車の所有者であり、主に都内で使用さ

		れること 等
--	--	--------

(2) 燃料電池バス導入促進事業

(区市町村向け補助は環境局で所管)

バス事業者等に対して、燃料電池バス（以下「FCバス」という。）の車両導入費の補助を行う。

図表 6-3 燃料電池バス導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池バス	助成対象経費の2分の1の額から 2,000万円を差し引いた額（国補助等を併用する場合、国補助が本体購入費用の2分の1の額を超える場合は助成対象経費から国補助額と2,000万円を差し引いた額） 上限額：5,000万円 【上乗せ補助】 ①導入台数に応じた補助 上限額：2,000万円 （保有11台目から1,000万円） ②水素ステーション整備と連動した補助 上限額：2,000万円 ③グリーン経営認証又はISO14001認証取得事業者の場合 50万円上乗せ	使用の本拠が都内にあること等 ①導入台数に応じた補助 5年度以内に、FCバスを5台以上純増させる計画書の提出 ②水素ステーション整備と連動した補助 都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合 ③グリーン経営認証又はISO14001認証取得事業者の場合 ①、②のどちらも対象外の場合

(3) EVバス・EVトラック導入促進事業

(区市町村向け補助は環境局で所管)

バス又はトラックを事業用に供する者に対して、EVバス、PHEVバス、EVトラック及びPHEVトラックの購入補助を行う。

図表 6-4 EVバス・EV トラック導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
EVバス、PHEVバス、EV トラック、PHEV トラック	同等燃費水準車（ディーゼル車）の車両価格との差額 （上限額：3,500万円） 【上乗せ補助】 ①グリーン経営認証又はISO14001認証取得事業者の場合 50万円上乗せ ②充放電設備（V2B）又は公共用充電設備を導入した場合 一口につき最	使用の本拠が都内にあること等

	大 10 万円上乗せ	
--	------------	--

(4) ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業

(個人、町村向け補助は環境局で所管)

島しょ地域（都と協定を締結した町村に限る。）において、災害時の給電等に可能な限り協力する事業者に対して、ZEV中古車の購入補助を行う。

図表 6-5 ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
ZEV中古車	上限額 30 万円	使用の本拠が都と協定を締結した町村内にあること 等

(5) シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業

カーシェアリング事業者やレンタカー事業者等に対して、事業等に供する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイクの購入補助を行う。

図表 6-6 シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	①基本補助額 給電機能 有 75 万円 給電機能 無 65 万円 ②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 10 万円 ③充放電設備（V2B）又は公共用充電設備導入による上乗せ補助額 一口につき最大 10 万円 ④高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）について ①～③の合計額に 0.8 を乗じた額	使用の本拠が都内にあり、カーシェアリング又はレンタカー事業用車両であること 等
燃料電池自動車	①基本補助額 給電機能 有 200 万円 給電機能 無 190 万円 ②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 10 万円 ③充放電設備（V2B）導入による上乗せ補助額 一口につき最大 10 万円 ④高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）について ①～③の合計額に 0.8 を	

	乗じた額	
電動バイク	ガソリン車両との価格差から国の補助金を除いた額に5万円を加えた額 (上限額 53万円)	

(6) e-モビリティ等利活用促進事業

e-モビリティ等(特定小型原動機付自転車、EVバイク及びEVバイク用のバッテリー)の新たな利活用を促進する先駆的取組を公募し、需給両面からバイクの非ガソリン化に向けた取組を共同で実施する。

(7) 燃料電池トラック実装支援事業

燃料電池トラック(以下「FCトラック」という。)を導入する事業者等に対して、車両導入費及び燃料費の補助を行う。

図表 6-7 燃料電池トラック実装支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池トラック	<p>【車両導入費】 助成対象経費からFCトラック車両本体価格に3分の2をかけた額及び助成対象トラックと積載量、全長等の仕様が同等のディーゼルトラックの車両本体価格を差し引いた額 上限額： 1,300万円(FC小型トラック) 5,600万円(FC大型トラック) グリーン経営認証又はISO14001認証取得事業者の場合 50万円上乗せ</p> <p>【燃料費】 水素と軽油の価格差をもとに算出した単価に走行距離を乗じた金額から国補助等を差し引いた額 上限額： 200万円(FC小型トラック) 900万円(FC大型トラック)</p>	使用の本拠が都内にあること 等

(8) 燃料電池フォークリフト実装支援事業

燃料電池フォークリフト(以下「FCFL」という。)の導入を検討している事業者等を募集し、都の負担(上限あり)により、一定期間トライアル利用することで、車両性能の体験、導入効果の検証等を実施する機会を提供する。また、FCFLを導入する事業者等に対して、車両導入費の補助を行う。

図表 6-8 燃料電池フォークリフト実装支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池フォークリフト	助成対象経費から基準額（定格荷重、装備類等の仕様が同等のエンジン式フォークリフトの購入費用）を差し引いた額の2分の1又は基準額及び国等の補助金を差し引いた額 上限額：700万円	使用の本拠が都内にあること 等

(9) ZEVごみ収集車実装支援事業

早期に燃料電池ごみ収集車（以下「FCごみ収集車」という。）の量産化を促進するため、令和5年度に試験利用を希望する区市町村及び本格的導入を目指す区市町村を募集し、実施区市町村を決定した。この試験利用を希望する区市町村に一定期間無償貸与することで、車両性能の体感や導入効果の検証等ができる機会を創出する。また、本格的導入を目指す区市町村に対して車両導入費等の支援を行う。

図表 6-9 ZEVごみ収集車実装支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池ごみ収集車	① FCごみ収集車を5台以上導入助成対象経費の4分の3から国補助等を差し引いた額 ②商用水素ステーションの整備又は誘致を図り、FCごみ収集車を10台以上導入助成対象経費から国補助等を差し引いた額(水素ステーション運用開始前は、助成対象経費の5分の4から国補助等を差し引いた額)	使用の本拠が都内にあること 等

(10) 空港等におけるFCモビリティ早期実装化支援事業

空港臨海エリアにおける水素需要を喚起するため、航空機地上支援車両（以下「GSE車両」という。）を燃料電池等によって駆動するGSE車両に改造し試験運用及び導入効果の検証を行うなどし、事業者を支援する。

2 充電設備普及促進事業（事業者エネルギー推進課）

（住宅、区市町村向け補助は環境局所管）

充電設備の所有者に対して、都内に設置する充電設備の設置及び運営に係る経費の補助を行う。

図表 6-10 充電設備普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
非公用充電（事務所・工場等）、公用充電（商業施設・宿泊施設）	【設備購入費】 国の補助金交付額と合わせて10分の10（機器によって上限額あり。一部都	都内に設置され、国の補助事業の対象となっている機器を導入すること 等

等)	<p>単独で 10 分の 10) 、蓄電池付きの場合 335 万円上乗せ</p> <p>【設置工事費】</p> <p>設置工事費から国補助額を除いた額 上限額 :</p> <p>普通充電設備(充電用コンセント以外) 135 万円(1 基目)、68 万円(2 基目以降) 充電用コンセント 95 万円(1 基目)、48 万円(2 基目以降) 機械式駐車場 171 万(1 基目)、86 万(2 基目以降) 急速充電設備 合計出力 1 kW 当たり 6 万円を乗じた額又は 1 基あたり 309 万円のいずれか低い方 超急速充電設備 1,600 万円 先行配管工事 7 万円/区画(機械式の 場合 30 万円/区画) ほか、機器及び場所に応じた上乗せあり</p> <p>【受変電設備改修費】</p> <p>新設する充電設備の合計出力が 50kW 以上になる場合 上限額 435 万円</p> <p>【遠隔制御用エネルギー・マネジメント 設備導入費】</p> <p>上限額 30 万円</p> <p>【運営費】</p> <p>公共用充電設備が対象。維持管理費は 設置から 3 年間、電気基本料金及び土 地の使用に要する経費は設置から 8 年 間が対象(維持管理費及び電気基本料 金は、超急速・急速充電設備のみ対象) 維持管理費 : 上限額 40 万円／年 電気基本料金 : 上限額 66 万円／年(急速) 334 万円／年(超急速) 土地の使用に要する経費 : 上限額 62 万円／年</p>
----	--

3 ビル等への充放電設備(V 2 B)導入促進事業(事業者エネルギー推進課)

充放電設備の所有者に対して、災害時及び電力ひっ迫時に備えるため、ZEV から建物に放電
しピークカットを行うこともできる充放電設備の設置及び運営に係る経費の補助を行う。

図表 6-11 ビル等への充放電設備(V 2 B)導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
------	-----	----

ビル等への充放電設備 (V2B) 及びエネルギー・マネジメントシステム	<p>【設備購入費】 設備購入費から国・都の補助金交付額を除いた額※ 上限額：250万円（V2B） 30万円（エネルギー・マネジメントシステム）</p> <p>【設置工事費】 設置工事費から国・都の補助額を除いた額※ 上限額：125万円</p> <p>【補助率】 V2B導入基数1基：補助率2分の1 V2B導入基数2基：補助率4分の3 V2B導入基数3基以上：補助率10分の10</p>	都内に設置されること 等
--	--	--------------

※ 設置基数により、上限額は異なる。

4 水素ステーション設備等導入促進事業（新エネルギー推進課）

（1）水素ステーション整備及び運営に対する補助

水素ステーションの整備又は運営をする事業者に対して、水素ステーションの整備費及び運営費の補助を行う。

図表 6-12 水素ステーション設備等導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
整備費	<p>【大規模ST整備】 国と都の補助を合わせて全額補助 (国と都補助を合わせた上限額 10億円)</p> <p>【大規模以外のST整備】 国と都の補助を合わせて整備費用の5分の4（中小企業は全額補助） (モデルケース：オフサイト液水1レンの場合 都補助上限額 1億7,400万円、中小企業の都補助上限額 2億9,000万円) (50N m³/h未満の小型ステーションを含む。)</p> <p>【増設・改修】 燃料電池バス・トラック対応に必要な費用の5分の4（中小企業は全額補助） (上限額 4億円)</p> <p>【障壁】 整備費用の5分の4（中小企業は全額補助） (上限額 3,000万円)</p> <p>【次世代キャノピー】 整備費用の5分の4（中小企業は全額補助） (上限額 1億円)</p> <p>【既存設備等の撤去・移設】</p>	都内に設置されていること 等

	<p>整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 3,000 万円) (バス・トラック対応に必要な増設・改修時を含む。)</p> <p>【土地の造成】 造成費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 2 億円)</p> <p>【水素 ST 併設・転換に伴う損失経費】 全額補助 (上限額 500 万円) (バス・トラック対応に必要な増設・改修時を含む。)</p> <p>【FCV 以外 (FL・船等) 用 ST 整備】 整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 3 億円)</p> <p>【ST 空白地における建築工事費等】 整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 1 億円)</p> <p>【水素パイプライン整備】 整備費用の 5 分の 4 (中小企業は全額補助) (上限額 10 億円)</p>	
運営費	<p>【土地賃借料 (令和 3 年度以前整備)】 土地賃借料の 4 分の 1</p> <p>【土地賃借料 (令和 4 年度以降整備)】 土地賃借料の 5 分の 4 (中小企業は全額補助)</p> <p>ステーション運営費 乗用車用の場合 大企業 上限額 500 万円／年 中小企業 上限額 1,000 万円／年 燃料電池バス対応で 1 系統設備の場合 大企業 上限額 1,000 万円／年 中小企業 上限額 2,000 万円／年 燃料電池バス対応で 2 系統設備の場合 大企業 上限額 2,000 万円／年 中小企業 上限額 4,000 万円／年</p>	
水素燃料費	水素と軽油の燃料価格差	

(2) 都有地等活用水素ステーション整備

平成 28 年 3 月に、江東区潮見の公益財団法人東京都環境公社の用地を活用して、民間事業者が商用水素ステーションを開設した。

また、令和 2 年 2 月に都有地としては初めて、下水道局が所管する葛西水再生センターの敷地の一部を活用して、民間事業者が燃料電池バス対応水素ステーションを開設した。

令和 5 年 9 月に、江東区新砂の都有地で燃料電池バス・トラック対応の水素ステーションを整備する事業者を公募の上、決定し、水素ステーション開設に向けた準備を進めている。

5 水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業（新エネルギー推進課）

35MPa の水素ステーションとカーシェア等※を併せて実施する事業者に対象経費をパッケージで補助を行う。

※カーシェア・レンタカー事業、タクシー・ハイヤー事業、カーリース事業

図表 6-13 水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
ステーション整備費	整備費用の 5 分の 4（中小企業は全額補助）（上限額 ST 規模により 1.5 億円～5 億円）	都内に設置されていること等
ステーション運営費	大企業 上限額 500 万円／年 中小企業 上限額 1,000 万円／年	
カーシェア等 F C V 導入費	上限額 300 万円／台	
カーシェア等事業開始費	事業開始費用の 2 分の 1 (上限額 500 万円)	

6 空白地解消に向けた水素ステーション整備事業（新エネルギー推進課）

令和 4 年 10 月より、都内に西新宿水素ステーション運営サイトを開設し、移動式水素ステーションによる充てんや普及啓発事業を実施している。

7 中小ガソリンスタンドへの水素ステーション導入に向けた支援事業

（新エネルギー推進課）

中小ガソリンスタンド事業者等に対し、水素ステーション導入や運営に関する相談窓口の開設や講習会等の実施により、水素ステーションの整備や運営に向けた支援を行っている。

また、既存ガソリンスタンド等に水素ステーションを併設するマルチエネルギーステーション化に向けた支援を行っている。

8 G X 実現に向けたキャンペーンの展開（計画課）

令和 5 年度から開始している Z E V の認知度向上に向けた年間キャンペーンを引き続き実施することに加え、脱炭素社会の実現に向けた取組について、集客力のある大規模イベントを活用して普及啓発を行う。